

特定技能外国人を使用する事業場に対する監督指導、送検等の状況

令和6年に全国の労働基準監督署等において、特定技能外国人を使用しており、労働基準関係法令違反が疑われる5,750事業場に対して監督指導を実施したところ、その76.4%に当たる4,395事業場で同法令違反が認められた。詳しくは、厚労省HPで (https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_63807.html)

＜主な違反事項＞

① 安全基準	1,378 (24.0%)	⑦ 衛生基準	637 (11.1%)
② 割増賃金の支払	991 (17.2%)	⑧ 賃金の支払	594 (10.3%)
③ 健康診断結果についての医師等からの意見聴取	958 (16.7%)	⑨ 労働条件の明示	590 (10.3%)
④ 労働時間	888 (15.4%)	⑩ 健康診断	560 (9.7%)
⑤ 年次有給休暇	700 (12.2%)	⑪ 賃金台帳	313 (5.4%)
⑥ 就業規則	646 (11.2%)	⑫ 労働時間の状況把握	272 (4.7%)

＜主な業種に対する監督指導の状況＞

①安全基準、②割増賃金の支払、③健康診断結果についての医師等からの意見聴取、④労働時間、⑦衛生基準、⑧賃金の支払

主な業種	監督指導 実施事業場数	違反事業場数 (違反率)	主な違反事項（上の「主な違反事項」を参照）		
食料品製造	1,150	863 (75.0%)	① 465 (40.4%)	④ 203 (17.7%)	② 148 (12.9%)
社会福祉施設	557	424 (76.1%)	② 163 (29.3%)	③ 125 (22.4%)	④ 104 (18.7%)
工業製品製造	1,295	992 (76.6%)	① 430 (33.2%)	⑦ 382 (29.5%)	③ 213 (16.4%)
建設	876	710 (81.1%)	② 214 (24.4%)	③ 181 (20.7%)	① 148 (16.9%)
農・畜産	314	247 (78.7%)	④ 76 (24.2%)	① 70 (22.3%)	③ 51 (16.2%)
全業種	5,750	4,395 (76.4%)	① 1,378 (24.0%)	② 991 (17.2%)	③ 958 (16.7%)

＜監督指導事例：食品加工機械による労働災害が発生したことを契機に、安全対策について指導＞

● 労基署の指導等

- ・食料品製造業の工場内で、特定技能外国人が包装機械のフィルムカット用の刃で手の指を切断する労働災害（左手中指及び薬指切断、休業1か月間）が発生したため、労働基準監督署が立入調査を実施した。
- ・特定技能外国人は、フィルムの位置を調整する作業を行っていたところ、誤って起動スイッチを押し、下降してきた刃で指を切断した。このため、機械の刃部に覆いを設けるまでの間の機械の使用停止を命令した。
- ・また、安全装置の点検及び整備を行っていなかったこと、特定技能外国人に対して、雇入れ時の安全衛生教育を行っていなかったことから、是正勧告した。

● 会社の対応

- ・包装機械の刃部に覆いを取り付けるとともに、作業の開始前に、覆いを含めた安全装置の状況を点検リストを使ってチェックすることとした。
- ・漢字に振り仮名を記載するなど、外国人労働者にも分かりやすい安全対策のマニュアルを作成し、特定技能外国人に安全衛生教育を行った。

＜送検の状況と事例＞

令和6年に全国の労働基準監督署等において、特定技能外国人に関する重大・悪質な労働基準関係法令違反の事案として送検した件数は、7件であった。

事例：プレス機械を用いた作業を行わせる際、安全措置を講じなかった疑いで送検

● 捜査経過

- ・金属製品製造工場において、特定技能外国人にプレス機械で金属部品の加工作業を行わせる際、光線式安全装置を無効にしていた。
- ・この結果、特定技能外国人の手がプレス機械にはさまれ、指を切断する労働災害が発生したことから、労働基準監督署が捜査し、送検した。

● 被疑事実

法人及び取締役について

- ① プレス機械の安全装置に取り付けられた切り替えキースwitchにより、安全装置が作動しない状態のまま作業させ、労働者の安全確保措置を講じなかったこと。
- ② プレス機械作業主任者が、安全装置の切り替えキースwitchを自身で保管していなかったこと。